

○財務省告示第八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月二十八日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五	一四の二		五九二トン
一四	一	六三四、四七七トン	
一三	四、九二六、五九八トン	一、〇九二、二八七トン	
一二	六二、一〇七トン		
一一	一二、七九二トン		
一〇	八、一〇八トン		
九	四四、一九五トン		
八	七・八トン		
七	一〇トン		
六	二五九トン		
五	一、五四六トン		
四	二八、九二五トン		
三	二二トン		
二	三トン		
一	〇トン		

二九	三五七トン
二八	七トン
二七	一五、四七六トン
二六	四、七六〇トン
二五	〇トン
二四	七三トン
二三	六、三〇六トン
二二	二四八トン
二一	二七、六六五トン
二〇	五九八トン
一九	一、〇六三トン
一八	一五、六五二トン
一七	一二二、九三五トン
一六	七、三〇二トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	四、九二六、五九八トン
一四	三一五、四三八トン